

## 講演資料

### 「児童虐待対応と連携について」



## 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第16次報告)」(令和2年9月)

◆平成30年4月1日～平成31年3月31日までの12か月に、  
把握された子ども虐待による死亡64事例(73人)

[内訳] 心中除く虐待死51事例(54人) 心中13事例(19人)

15次報告... 虐待死 50(52人) 心中 8(13人) 計 58(65人)

14次報告... 虐待死 49(49人) 心中 18(28人) 計 67(77人)

◆虐待死事例の子どもの年齢(心中除く)

0歳...22人(40.7%) (うち0か月が7人(0歳のうち31.8%))

<概要>

- ・加害者 実母:25人/46.3% 実父:9人/16.7%
- ・直接の死因「頭部外傷」(28.6%)
- ・動機「保護を怠ったことによる死亡」(14.8%)
- ・背景「遺棄」「予期しない妊娠/計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」等



## 虐待が子どもに与える影響

身体的影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆暴力による外傷、経験不足 →後遺症、運動機能や言語などの遅れ</li> <li>◆栄養不足、偏った栄養 →身体の発育不全、慢性的な病気や体力の低下</li> <li>◆過度のストレス、緊張状態 →成長ホルモンの分泌が妨げられる</li> </ul>
知的発達面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心できない環境により、学習に集中できない</li> <li>◆養育環境がままならず、学校に行けない</li> <li>◆子どもの知的発達に必要なやりとりが行われない →もともとの能力に比して十分な知的発達を得られない</li> </ul>
心理的影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対人関係の障害、低い自己評価・罪悪感・無力感</li> <li>◆行動・感情コントロールの問題、多動</li> <li>◆精神症状(記憶障害、解離)、自傷行為、トラウマ反応</li> <li>◆偽成熟性</li> <li>◆安全感の喪失</li> <li>◆暴力での解決モデル、権力支配のモデルと保身 →乱暴、家出、自殺、非行、性的問題 →次の世代への連鎖</li> </ul>



## 愛着障害について

反応性愛着障害(DSM-IV 1994年)

⇒「反応性愛着障害」と「脱抑制型対人交流障害」

(DSM-V 2013)

「反応性愛着障害」(抑制型)

感情が抑えられて基本人と交流を持とうとしない、無関心で人と関係が取り結べないタイプ

「脱抑制型対人交流障害」(脱抑制型)

見知らぬ人も含め、誰彼構わず近づいて、くっついていく。しかし持続した安定した関係が持ちにくいタイプ

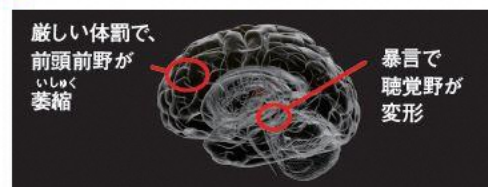
※小児期の適切な養育が欠けているという、  
環境的な要因の有無がポイント！



## 脳の発達への影響について

◆脳画像の研究により、体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼすことが報告されている。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供：福井大学 友田明美教授

- ・厳しい体罰により、前頭前野(社会生活に極めて重要な脳部位)の容積が19.1%減少 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野(声や音を知覚する脳部位)が変形 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

- ・前頭前野が萎縮 : 学びや記憶に関わる部位  
感情のコントロールを司る部位 への影響
- ・聴覚野の変形 : 聴覚の過敏さ  
会話する際に余計な負担がかかる など
- ・その他、面前DVIにより視覚野の萎縮、ワーキングメモリーへの影響も



## DVと児童虐待

### ◆ DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

- ・身体的暴力 殴る、蹴る 傷害罪・暴行罪
- ・精神的暴力 心を傷つける PTSDの診断で傷害罪も
- ・性的暴力 性行為の強要、避妊の拒否  
強制性交等罪も
- ・経済的暴力 生活費を渡さない

### ◆ 加害者について

- ・一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないと言われている。社会生活では特に支障のない場合も。
- ・相手を自分の思い通りに支配しようとする構造



## DVと児童虐待

### ◆ なぜ逃げることができないか

- ・恐怖感・無力感
- ・被害者の自覚が困難 「暴力を振るうのは私を愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」

### ◆ 子どもへの影響

- ・子どもがいるところでのDVは心理的虐待にあたる。(参照虐待が子どもに与える影響)
  - ・問題解決の手段としての暴力を学習
  - ・「逃げられない」状況が続くと、子どもの安心・安全を守ることが難しくなる。
- ⇒被害者への支援・介入が必要(女性相談や警察)

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和2年9月】

## 1. 検証対象

### (1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例64例（73人）を対象とした。

区分	第16次報告			(参考) 第15次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	51(22)	13(2)	64(24)	50(23)	8(0)	58(23)
人数	54(22)	19(3)	73(25)	52(23)	13(0)	65(23)

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数

### (2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成30年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例7例（7人）を対象とした。

### 【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第15次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)			H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)			H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)			H29.4.1～ H30.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計						
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65

## 2. 死亡事例（64例・73人）の分析

### （1）心中以外の虐待死（51例・54人）各項目において人数・割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…22例・22人（40.7%）  
（0歳のうち月齢0か月児が7例・7人（31.8%））
- 主な虐待の種類 「ネグレクト」…25例・25人（46.3%）  
「身体的虐待」…22例・23人（42.6%）  
（「不明」…4例・6人（11.1%））  
\*第1次～第15次報告ではネグレクトよりも身体的虐待の人数・割合が多かったが、第16次報告ではネグレクトが身体的虐待の人数・割合を上回った。
- 直接の死因 「頭部外傷」…10例・10人（28.6%※）
- 主たる加害者 「実母」…24例・25人（46.3%）  
「実父」…9例・9人（16.7%）
- 加害の動機 「保護を怠ったことによる死亡」…8例・8人（14.8%）  
「しつけのつもり」…3例・3人（5.6%）
- 妊娠期・周産期における問題  
（複数回答） 「遺棄」…17例・19人（35.2%）  
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…13例・13人（24.1%）  
「妊婦健診未受診」…12例・12人（22.2%）
- 乳幼児健康診査の受診状況 「3～4か月児健診」の未受診者…4人（16.0%※）  
「1歳6か月児健診」の未受診者…2人（12.5%※）  
「3歳児健診」の未受診者…1人（10.0%※）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等  
（複数回答） 「養育能力の低さ」…11例・11人（22.0%）  
「育児不安」…6例・6人（12.0%）  
「うつ状態」…6例・7人（12.0%）  
（「養育能力の低さ」とは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。）
- 関係機関の関与  
（重複あり） 児童相談所の関与ありが15例（29.4%）、市区町村（虐待対応担当部署）の関与ありが16例（31.4%）であった。  
児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与ありが10例（19.6%）であった。  
何らかの機関（児童相談所、市区町村、保健センター等）が関与していた事例は35例（68.6%）であった。  
0か月児事例7例については関係機関の関与無しが6例（85.7%）、関与ありが1例（14.3%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会 対象とされていた事例は9例（17.6%）であった。

## 5.【特集】「実母がDVを受けている」事例

近年の虐待死事例においてDVの課題を指摘されている事例があることを受け、心中以外の虐待死事例で、分析が可能であった第5～15次報告の587人について実母がDVを受けた経験について確認した。

その結果、「未記入」19人「不明」298人を除くと、実母がDVを受けた経験あり51人（18.9%）・経験なし219人（81.1%）であった。本特集では「実母がDVを受けている」事例と「実母がDVを受けていない」事例と比較し、その傾向を確認した。

### （1）結果

各項目において構成割合が多かった項目を主に掲載 ※未記入・不明を除く。色の付いた項目は「実母がDVを受けていない」事例と比べ割合が大きいものを示す

項目	区分	DVなし	DVあり
① 死亡した子どもの死亡時の年齢	0歳	51.1%	45.1%
	1歳	13.2%	17.6%
	3歳	10.0%	9.8%
② 主たる加害者（複数回答）	実母	77.6%	54.9%
	実父	23.3%	35.3%
	実母の交際相手	5.0%	25.5%
③ 養育者の世帯の状況	実父母	52.5%	49.0%
	一人親（未婚）	15.1%	15.7%
	内縁関係	4.6%	13.7%
	一人親（離婚）	13.7%	9.8%
④ 家庭の経済状況	非課税（所得割・均等割ともに）	14.6%	25.5%
	課税（年収500万円未満）	25.1%	23.5%
	生活保護世帯	11.4%	23.5%
⑤ 家庭の地域社会との接触状況	乏しい	23.3%	39.2%
	ほとんど無い	27.9%	35.3%
	ふつう	32.0%	17.6%
⑥ 家庭の親族との接触状況	ふつう	46.1%	37.3%
	乏しい	18.7%	31.4%
	ほとんど無い	11.0%	13.7%
⑦ 実母の年齢（子ども死亡時）	20～24歳	23.3%	41.2%
	30～34歳	17.8%	19.6%
	25～29歳	21.9%	17.6%
⑧ 実母の10代での妊娠・出産の経験	経験あり	32.0%	60.8%
	経験なし	56.6%	29.4%

項目	区分	DVなし	DVあり	
⑨ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 高い依存性	なし	64.8%	51.0%	
	あり	7.8%	23.5%	
⑩ 虐待通告の有無	通告なし	72.6%	52.9%	
	通告あり	27.4%	47.1%	
⑪ 児童相談所の関与の状況	関与なし	41.1%	33.3%	
	関与あり	16.0%	31.4%	
⑫ 市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況	関与あり	21.9%	37.3%	
	関与なし	34.2%	27.5%	
⑬ 確認された虐待の期間	～1か月以内	59.4%	45.1%	
	6か月以上	10.0%	21.6%	
	1か月～6か月以内	17.8%	19.6%	
⑭ 子どもに対する加害の動機	しつけのつもり	10.0%	25.5%	
	泣き止まないことに苛立つ	15.1%	17.6%	
	その他	15.5%	13.7%	
⑮ 養育者（実父）の心理的・精神的問題等	衝動性	あり	8.7%	23.5%
		なし	36.1%	15.7%
	攻撃性	あり	9.1%	27.5%
		なし	35.6%	15.7%
	怒りのコントロール不全	あり	7.8%	27.5%
		なし	36.5%	11.8%
	感情の起伏が激しい	あり	8.2%	25.5%
		なし	37.4%	21.6%

## 1 虐待の発生予防及び早期発見

- ① 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化
  - ・ 予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
  - ・ 若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報の発信
  - ・ 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援
  - ・ 「子育て世代包括支援センター」の設置、アウトリーチ型支援の検討
- ② 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施
- ③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援
- ④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応
  - ・ 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援
  - ・ 関係機関の精神疾患に関する知識と対応の充実
- ⑤ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発
  - ・ 不適切な養育や発達段階を考慮した子育てについての保護者への周知
  - ・ 関係機関への虐待に関する知識や責務についての周知

## 2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

- ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化
  - ・ 関係機関間で見守る場合の見守り内容の明確化
  - ・ 要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用、役割分担の徹底
  - ・ 民間のサポート事業等も活用した支援
- ② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施
- ③ 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目のない支援の実施

## 3 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・ 転居・転園（校）前後の具体的な情報の共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくりの検討

## 4 母子生活支援施設入所中の対応と支援

- ・ 児童相談所による積極的な関係機関への助言・情報提供
- ・ 児童相談所、市区町村、母子生活支援施設の連携と、各機関の情報やアセスメントを尊重した支援方針の決定

## 5 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

- ① 多角的・客観的なアセスメントの実施
  - ・ 関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施
  - ・ 子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応
- ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

## 6 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

- ① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化
  - ・ 弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークの実施
- ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上
  - ・ DVと虐待に密接な関係があること等、対応に留意すべき点を念頭においた情報の収集
  - ・ 子ども虐待で対応すべき基本的な事項について適切な対応ができているか、改めて点検を実施
  - ・ 各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

## 7 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- ① 検証の積極的な実施
  - ・ 子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用
- ② 検証結果の虐待対応への活用



# 第1次から第16次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

## 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている

## 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

## 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造に変化があった

## 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった
- 転居や家族関係の変化の把握ができていなかった

※子どもが低年齢・未就園である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第16次報告より追加した留意すべきポイント

# 令和3年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案等のポイント

「児童虐待防止対策の抜本的強化」等を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

## 子どもの権利擁護

### 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

### 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

## 児童虐待の発生予防・早期発見

### 若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費を補助

### 産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進。産後ケア事業については、法定化され、各市町村で実施が努力義務となったことを踏まえて、設置促進を図る

### 未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、未就園児等を対象として家庭を訪問する取組に必要な経費を補助

### 子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進  
また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

### 支援対象児童等見守り強化事業 ※R2第3次補正

子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を実施

### SNSを活用した相談支援の強化等【新規】 ※R2第3次補正

全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。

(※)このほか、児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)について、無料化を行う。(児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化)

### 児童相談所体制整備事業【拡充】

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制整備を支援(24時間・365日体制強化事業)するとともに、児童相談所におけるSNSによる相談支援の体制整備を支援(SNS等相談事業)する事業を実施

### 子育て支援訪問事業

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を実施

### 予防のための子どもの死亡検証にかかる体制整備

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための経費を補助

## 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

### 児童相談所等におけるICT化推進事業【新規】 ※R2第3次補正

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る中、①相談対応等におけるビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等におけるテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を支援する事業を新規計上

### 児童福祉司任用資格取得支援事業【新規】

児童相談所の児童福祉司について、通信課程(1年)を利用し任用資格を取得することができるため、当該課程の受講料等の補助を行う事業を新規計上

### 児童福祉司等採用活動支援事業【拡充】

都道府県が行う児童福祉司等の採用活動に対する支援について、児童相談所設置予定の自治体や一部事務組合が補助対象となるよう、事業を拡充

### 一時保護委託に対する支援の充実【拡充】

一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が支弁される一時保護専用施設の対象施設を拡大する。

### 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組について、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加するよう、事業を拡充

### 官・民連携強化事業【拡充】

児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援するため、事業を拡充

### AIを活用したツールの開発促進【新規】 ※R2第3次補正

AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組(仕様書の作成等)を実施  
(※)令和2年度調査研究事業で当該ツールの概要を作成予定

### 研修実施体制の強化【拡充】

①研修センターが実施する研修のオンライン化の推進、②児童相談所の指導的な立場の職員に対するブロック単位での研修の実施、③他の自治体の児童相談所に職員を派遣して人材を養成する取組(派遣研修)への支援を行うため、事業を拡充  
(※)虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充して実施

### 医療的機能強化事業【拡充】

医師の配置等に係る費用の支援について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置が進むよう、事業を拡充

### 法的対応機能強化事業

児童相談所において、常時、弁護士による助言又は指導の下で法的な対応を行うことができるよう、弁護士の配置等に係る費用を支援

### 次世代育成支援対策施設整備交付金

一時保護所の施設整備について、基礎単価の引上げや心理療室を整備した場合の加算等による支援を継続  
(※)このほか、一時保護所の体制強化のため、職員配置の改善(子ども4人:職員1人→子ども2人:職員1人(最大))等の支援を継続

### 児童福祉司等の処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていることから、児童相談所の児童福祉司等や、一時保護所の職員の処遇改善を支援

### DV対応・児童虐待対応連携強化事業

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置する事業を実施

## 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### 同伴児童学習支援事業

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な経費を補助

### 同伴児童通学支援事業

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助

### 心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV等被害者及び同伴する子どもの心理的ケアを図る

### 要保護児童等に関する情報共有システムの整備【拡充】

※R2第3次補正

児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援

### 保護者指導・カウンセリング強化事業

児童相談所における保護者指導を行う体制整備等のため、①保護者指導支援員の配置、②専門機関が実施するカウンセリングやプログラム等の活用、③職員の資格取得について支援する。

### 児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

児童相談所や市町村に子どもの状況確認を行う職員を新たに配置するための補助を拡充

## 社会的養育の充実・強化

### 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うほか、先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を新規計上。また、市町村との連携や障害児入所施設等との連携に必要な費用の補助を計上する。加えて、里親等の委託解除前からの自立支援に向けた取組を強化するため、フォスタリング機関に自立支援担当職員を配置するための補助を新規計上

### 里親への委託前養育支援事業

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を計上

### 里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充

### 里親養育への支援の拡充など施設の地域支援機能の強化【拡充】

里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、里親支援や地域の要支援家庭等への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置支援を拡充するとともに、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）の緩和等を行う。また、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設

### 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための費用を補助

### 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む民間あっせん機関に対する支援の拡充や養親希望者の手数料負担の更なる軽減など、特別養子縁組の取組を推進

## 社会的養育の充実・強化（続き）

### 小規模かつ地域分散化に向けた整備費等の補助率嵩上げ等【拡充】

令和6年度末までの期間に限り、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費・改修費の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金の一部を補助

### 児童養護施設等民有地マッチング事業の創設【新規】

都道府県等による整備候補地の確保に向けた取組等を支援するため、児童養護施設等民有地マッチング事業を創設

### 小規模かつ地域分散化に向けた定員要件の緩和等【拡充】

都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、地域小規模児童養護施設等の定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げる（※）ほか、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算を創設 ※職員配置基準は現行と同様（最大1：1）

### 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業【新規】※R2第3次補正

児童養護施設等の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助

### 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業【拡充】※R2第3次補正

就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費等の貸付を行い、一定期間の就業継続により返還を免除する自立支援資金貸付事業について、安定的な運営を図るための貸付原資を補助。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、貸付金額（生活費貸付）の増額期間を延長

### 医療機関との連携体制の強化等【拡充】

施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当の拡充を行うほか、予防接種費用の対象を拡大

### 社会的養護自立支援事業等【拡充】

自助グループ等の民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童の相談支援を行うために必要な旅費の補助や、医療機関等との連携に必要な費用の補助を計上するほか、民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や退所者の法律相談に対応するため、弁護士等との契約に必要な費用の補助等を新規計上

### 施設における自立支援の取組の強化等【拡充】

入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自立訓練事業の対象施設を自立援助ホームなど児童養護施設以外にも拡大するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう貸物件等の賃借料を補助

また、母子生活支援施設に退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図るほか、自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減

### 社会的養護出身者ネットワーク形成事業

児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を計上

## 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援 ※R2第3次補正

児童養護施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げ